

健康保険産前産後休業終了時標準報酬月額改定通知書

事業所整理記号		被保険者整理番号	
年金手帳の基礎年金番号		被保険者の氏名	
被保険者の生年月日		種別	
昭 5 年 月 日		2	
平 7			
養育する子の氏名		養育する子の生年月日	
産前産後休業を終了した年月日		従前の標準報酬月額	
平 7 年 月 日		平 7 年 月 日	
健 千円		厚 千円	
報 酬 月 額		支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計	
改定年月		備 考	
〔 遡及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月 〕			
算定対象月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
円	円	円	円
平均額	修正平均額	円	
円	円	年 月	
決定後の標準報酬月額			
健 千円			
厚 千円			

左記の日付にて提出された産前産後休業終了時報酬月額変更届に基づき、上記のとおり標準報酬が改定されましたので通知いたします。

令和 年 月 日提出	
〒 -	
(事業主)	事業所所在地
()	事業所名称
	事業主氏名 様
	電話番号 () -

令和 年 月 日

東京都金属プレス工業健康保険組合理事長

- この通知書のことでわからないことがあるときは当組合にお尋ねください。この処分(通知書の決定)に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができます。処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その判決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。ただし原則として、決定又は判決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。
- この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知しなければなりません。

【記入上の注意】

申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。

産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、申出できません。

【記入の方法】

1. の年号は、該当する数字を 印で囲んでください。
被保険者の生年月日は、たとえば昭和57年11月6日
生まれの場合は、次のように記入してください。

昭⑤	年	月	日
平 7	5 7	1 1	0 6

2. の種別は、該当する数字を 印で囲んでください。
2:女子
6:厚生年金基金の加入員である女子

3. の年号は、該当する数字を 印で囲んでください。
養育する子の生年月日は、たとえば令和元年5月1日
生まれの場合は、次のように記入してください。

平 7	年	月	日
令⑨	0 1	0 5	0 1

4. 欄には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
5. 欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条または厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入してください。
6. 欄には、欄の額を報酬支払の基礎となった日数17日以上月の数で除して得た額を、記入してください。
7. 備考欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給または遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。
8. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
また、申出者の押印についても、署名(自筆)の場合は省略できます。

【お知らせ】

3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月(その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月)の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出をした場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額のかわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。